

令和4年11月10日
総務部

令和4年 特別区人事委員会勧告の概要について

1 特徴

- (1) 職員の給与が民間従業員の給与を下回っている状況にあることから、その公民較差 896円 (0.24%) の解消のため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ
- (2) 職員の特別給(期末・勤勉手当)が民間従業員の特別給を0.11月分下回っている状況にあることから、特別給を0.11月分引上げ(現行4.45月→4.55月)
- (3) 上記(1)(2)により、特別区職員の平均年間給与は、約5万4千円の増
- ※ 「特別区職員の平均年間給与」は、民間給与との比較を行った職員(行政職給料表(一)が適用される事務・技術職員(新規採用を除く))についての令和4年4月1日現在の数値

2 国及び東京都の勧告状況

【月例給】

区分	特別区 (R4. 10. 11)	東京都 (R4. 10. 12)	国 (人事院) (R4. 8. 8)
公民較差	896円 (0.24%)	828円 (0.20%)	921円 (0.23%)
現行平均給与	378,512円	404,024円	405,049円
平均年齢	38.9歳	41.4歳	42.7歳
改定内容	引上げ	引上げ	引上げ

【特別給(期末・勤勉手当)】

区分	特別区 (R4. 10. 11)	東京都 (R4. 10. 12)	国 (人事院) (R4. 8. 8)
支給月数	4.55月 (0.10月) (現行4.45月)	4.55月 (0.10月) (現行4.45月)	4.40月 (0.10月) (現行4.30月)

3 改定の内容

項目	主な内容	実施時期
給料表	① 公民較差を解消するため、給料月額を引上げ ② 初任給について、人材確保の観点、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引上げ ③ 初任給の引上げを踏まえ、若年層の職員にも一定の改善が及ぶよう改定	令和4年4月1日
特別給 (期末・勤勉手当)	① 現行4.45月→4.55月に引上げ (0.11月分引上げ) ② 引上げ分については勤勉手当に割振り	改正条例の公布の日
	3月期末手当を廃止し、6月・12月期が均等になるように配分	令和5年4月1日

4 その他の主な意見等について

項目	内容
人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見	
人事・給与制度	<ul style="list-style-type: none"> ○人材の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・特別区の魅力と役割 ・人材確保をめぐる状況と採用制度の見直し ・採用PR等の戦略的な展開 ○人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価制度の適切な運用 ・若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成 ・管理監督職を担う者の人材育成 ○高齢層職員の能力及び経験の活用
勤務環境の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進 ○多様で柔軟な働き方 ○仕事と生活の両立支援 <ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の育児休業の取得促進 ・不妊治療のための休暇の導入 ○メンタルヘルス対策の推進 ○ハラスメントの防止対策